

『2023年 地球気候の現状に関するWMO報告書』の発表に寄せるアントニオ・グテーレス国連事務総長ビデオ・メッセージ（2024年3月19日）

プレスリリース 24-016-J 2024年03月27日

地球は、救難信号を発しています。

最新の『地球気候の現状に関するWMO報告書』は、地球が危機的状況にあることを示しています。

化石燃料による汚染が、気候カオス（大混乱）をかたづけられないレベルにまで押し上げています。

すべての主要指標で、警鐘が鳴っています。

昨年には、記録的な暑さ、記録的な海面水位、記録的な海面水温が観測されました。氷河の融解は、過去最大だったと見られます。

いくつかの指標では、単に記録が塗り替えられただけでなく、桁違いです。しかも、その変化が加速しています。

海面上昇は加速化し、沿岸コミュニティを脅かしています。

昨年9月、南極の海氷面積は、同時期のこれまでの最小記録よりも100万平方キロメートルも小さくなりました。これは、スイスの面積の約25倍に相当します。

こうした影響は明白かつ残酷で、恐ろしい勢いで加速しています。

世界気象機関（WMO）の報告書は、2023年に世界各地で発生した異常気象や、その後残された破壊の爪痕について詳述しています。

何千もの人々が亡くなり、何百万もの人々が家を追われ、作物は不作に見舞われ、莫大な経済損失が発生しました。

持続可能な開発への影響は、壊滅的です。

地球温暖化がわずかでも進むたびに、地球上の生命の未来に影響が及びます。

報告書によると、2023年に世界全体の気温は、一時的に産業革命以前の水準と比べて1.5°C上昇するレベルまでに危険なほど近づきました。

幸い、私たちはまだ、地球の長期的な気温上昇をその上限以下に抑え、気候カオスの最悪の事態を回避できます。

そして、その方法もわかっています。

気候変動の速度に合わせて、持続可能な開発に沿った抜本的な気候行動を行うことで。

G20諸国が世界的なエネルギーの公正な移行を主導し、化石燃料時代の不可避の終焉を早めることで。

各国が、経済全体を対象とし、1.5°Cの上限に沿った国別気候計画を、2025年までに策定することで。

異常気象への適応も含め、開発途上国の気候行動に向けて資金を拠出することで。

2027年までに早期警報システムを導入し、地球上のすべての人々を守ることで。

そして、新設された「損失と損害基金」に意義のある資金を投入することで。

人々と地球に命綱を投げる時間は、まだ残されています。

それには、指導者たちが立ち上がり、行動すべきなのです、今すぐに。

出典：国際連合広報センターホームページ【プレスリリース】より

気候危機、「スイス政府が対応怠ったのは人権侵害」 欧州人権裁判所が判決

2024.04.09 Tue posted at 19:52 JST



勝訴後にインタビューに応じる気候関係団体の女性2人/Christian Hartmann/Reuters

(CNN) 仏ストラスブールの欧州人権裁判所 (ECHR) は9日、スイス政府が気候危機への適切な対応を怠ってきたことは人権侵害にあたるとの判断を示した。

ECHRはこの日、気候変動をめぐる3件の訴訟で判決を下した。

このうち1件では、スイスの年配女性2000人あまりが、気候変動による熱波で健康や生活の質が損なわれ、死の危険にさらされたとして同国政府を訴えていた。

ECHRは、政府が温暖化ガス削減の目標を達成しなかったことで一部の女性たちの人権を侵害したと結論付けた。

このほか、フランス政府を相手取って市長が提訴した1件と、ポルトガルの若者6人が欧州36カ国を訴えた1件は、いずれも棄却された。

3件とも、原告側は政府が温暖化ガスを十分に削減しなかったために生存権や健康権を侵されたと主張した。

ECHRが気候変動訴訟で判決を下したのは初めて。判決には法的拘束力があり、上訴は認められていない。

今回の判決が適用されるのはスイス政府だけだが、ほかの国際裁判所で審理されている同様の訴訟に影響が及ぶ可能性があり、このような訴訟がますます増えることも予想される。

出典：CNN.co.jp 2024年4月9日付

<プレスリリース>

環境・気候変動問題は、人権問題である

国連人権理事会決議に対する日本政府の「棄権」に対するコメント

2021年10月12日

特定非営利活動法人気候ネットワーク

代表 浅岡美恵

10月8日、国連人権理事会は、第48回定例会合において、「安全でクリーンで健康的で持続的な環境への権利(以下「環境への権利」と呼ぶ)」決議(*1)を採択した。これは、長い議論を経て、環境に対する人権を認めた初めての決議となる。本決議は、直前まで反対をしていたイギリスを含む43カ国が賛成し、反対ゼロで可決されたが、日本・ロシア・中国・インドが棄権した。

2019年12月20日、オランダ最高裁判所は、危険な気候変動の影響は生命、幸福に対する現実かつ切迫した危険であり、人権侵害と認め、国の排出削減の強化を命じた。2021年8月には気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書第1作業部会報告書が、すでに世界中で極端現象などが起こり、気候変動の被害が深刻化し、人々の生命や健康、安全な生活を脅かしていること、今後、さらに影響は激化することを明らかにしたところである。緊急に対策を講じないと、さまざまな形で現世代、そして次世代の人権侵害を拡大させることは論を俟たない。

気候変動を含む環境問題が人権の問題であるという認識に立った国連人権理事会の決議は非常に重要なものである。しかるに、日本が「棄権」という形で目を背けたことは、極めて問題である。日本は、環境権は国際的に認識されたものではないと述べたとされるが、本決議の棄権の理由として、およそ説得性がない。

これでは、日本は、世界とともに今日的課題を解決する入り口にも立つことができない。日本の高度経済成長期に発生し、現在もなお被害が続いている公害に向き合うこともできていないと言わざるをえない。環境・気候変動は、世界が共通して取り組むべき重要な課題であり、この課題に正面から挑むことは、人々の幸福や人権を守っていくことに他ならない。

政府は、方針を直ちに見直し、人権問題として、環境・気候変動の危機に挑むことを基本姿勢として確立するべきである。

国連総会、「清潔で健康的かつ持続可能な環境」 を初めて人権と認める（7/28）

第76回国連総会は7月28日の全体会議で、「清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利」を人権と認める決議を採択しました。2021年10月に国連人権理事会が、清潔で健康的かつ持続可能な環境への権利を認める決議を初めて採択したことを受けた総会決議です。国連総会で環境への権利が人権として認められたのは初めてのことになります。

決議は、清潔、健康的で持続可能な環境への権利が人権であると認めるとともに、この権利が現行国際法上の他の権利と関連していることに留意し、各国、国際機関、企業や他の関連するステークホルダーに対して、すべての人にこの権利を確保するための取り組みを拡大するための国際協力の強化などを呼びかけています。

環境被害は、世界中のすべての個人やコミュニティ（集団）に関わる課題である一方、先住民、高齢者、障害者、女性、少女などが環境被害に対してとりわけ脆弱な立場にある、と決議は述べています。決議は、人々が正確で適切な情報を得る権利、政府の環境に関する意思決定に実効的に参加する権利、実効性のある救済措置を受ける権利などについて示しています。

決議は、賛成161、反対0、棄権8（ベラルーシ、カンボジア、中国、エチオピア、イラン、キルギスタン、ロシア、シリア）で採択されましたが、採択にあたり、ロシアやパキスタンはこの権利が条約などの国際法で認められた権利ではないと主張し、英国もこの権利の法的根拠に関するコンセンサスはないと述べています。また、英国、カナダ、日本は、この権利の範囲や内容が明確ではないことを指摘しています。

日本は、2021年10月の人権理事会での決議の際、中国、インド、ロシアとともに棄権していました。

（構成・岡田仁子）